

# 議 事 録

平成 2 5 年 第 4 回 定 例 会

[ 初 日 ]

平成 2 5 年 1 2 月 6 日 ( 金 )

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>それでは定例会にいく前に、町民憲章の朗読をお願いいたします。前文を省略し本文のみを朗読しますので、ご唱和をお願いいたします。</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、16人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成25年第4回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9 : 30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番 木村博文議員及び2番 山本久矢議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日12月6日から12日までの7日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から12月12日までの7日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成25年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、今、国政においては、内政、外交とも緊迫の度を高めております。国民として強い関心を持ちながらも地方自治体運営に携わる者として、筑前町の行政運営に専念し、町を前進させなければならないと、強く思うところです。</p> <p>今、筑前町の住民基本台帳人口は、平成25年11月末日現在で29,468人となりました。人口減少社会が進行する中で、筑前町も平成17年度以降毎年減少を続けておりましたが、平成23年度からは微増ではありますが、増加に転じております。特に今年の4月からは、8カ月間で109人の増加となりました。出生数も平成17年度の211名から、平成24年度では244名の33名の増加となっております。なお、65歳以上の高齢者人口は1,304名の増加となっております。</p> <p>人口動向は町の活力や課題のバロメーターだと言われております。交流人口と併せて分析、注視してまいります。</p> <p>それでは、本日提案します議案等13件の説明を申し上げます。</p> <p>報告第8号 専決処分報告につきましては、印鑑登録事務において誤って破損し</p>

た印鑑の損害を賠償するにあたり和解をする必要が生じたので、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものです。

議案第50号 筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法及び関係法令の一部改正が交付されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第51号 筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第52号 筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合の特例が改正されること及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び関係法令が成立し、消費税率が5%から8%へ引き上げられること、また、関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第53号 筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合の特例が改正されること、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び関係法令が成立し、消費税率が5%から8%へ引き上げられること、また、関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第54号 筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金の割合の特例が改正されること、また、関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第55号 筑前町水道事業供給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び関係法令が成立し、消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第56号 平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正額計369,670千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,882,864千円とするものです。

主な補正内容としましては、

- ・平成30年度の国営両筑二期事業費償還を目的とした積立金を補正する農業振興基金元金積立金 65,000千円
  - ・保育所への入所児童が当初見込みより増加したため、運営負担金の補正を行う保育所運営負担金 33,187千円
  - ・平成25年7月からの給与減額支給措置による職員給料額の約3,800万円を含む人件費63,889千円を削減し、今年度末の退職償還に伴う退職手当特別負担金35,903千円を増額する、職員給与及び退職手当 マイナスの27,986千円
  - ・三輪中学校プールの塗装が長年の劣化により剥がれており、塗装張り替え工事を行う、三輪中学校プール塗装工事 14,543千円
  - ・各種基金利子の増に伴い積立金を補正する各種基金利子 12,693千円
- などを追加するものです。

議案第57号 平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

	<p>につきましては、補正額 27,421千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ 3,448,196千円とするものです。</p> <p>議案第58号 平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正額 3,040千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ 12,210千円とするものです。</p> <p>議案第59号 平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額 1,312千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ 167,802千円とするものです。</p> <p>議案第60号 平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正額 12,047千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ 1,227,407千円とするものです。</p> <p>議案第61号 平成25年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出を 260千円追加し、補正後の収益的支出総額を 418,892千円とするものです。</p> <p>以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのあいさつと議案等の説明といたします。よろしくお願いたします。</p>
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	<p>日程第4 報告第8号「専決処分の報告について」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>報告第8号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、印鑑登録事務において破損した印鑑の損害を賠償するにあたり和解をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。</p> <p>3ページをお開きください。</p> <p>平成25年専決第7号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。</p> <p>平成25年9月24日、町長名です。</p> <p>1 事故名 印鑑破損の損害賠償</p> <p>2 事故発生日 平成25年7月30日</p> <p>3 事故の相手方 氏名 小林徹也 住所 筑前町依井1517番地49</p> <p>4 事故の概要 筑前町役場の総合支所におきまして、印鑑登録事務時に誤って印鑑の輪郭部分を破損させたものでございます。</p> <p>5 損害賠償額 12,000円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>一木議員</p>
一木議員	一般的にこのような業務を行われる場合には、印鑑は預かられて、職員の方が捺印等をなされるものか。

	<p>一般的には、捺印はご本人にさせていただくというふうなことではないかなとも思われますけれども、その点についてお尋ねをしたいと思います。</p> <p>また、今後もこのような、印鑑を預かれて職員の方等が捺印等をされる場合はですね、その辺りが確認を取られたうえで、こういったことにならないようにということの注意が必要かと思われます。その辺りもまた周知徹底が必要ではないかなと思われます。</p> <p>以上の点、お尋ね申し上げます。</p>
議 長	住民課長
住民課長	<p>印鑑登録につきましては、最初の申請印につきましては、ご本人に押印していただいております。そして機械に登録するにあたりましては、印鑑を預かりまして、職員が押印して登録することになっております。</p> <p>ただ、印鑑等が汚れている場合がありますので、今回につきましては、印鑑が汚れておりましたので、ブラシで掃除をいたしまして、印鑑登録ができるような形にいたしまして、印鑑登録の業務をしていたところです。</p> <p>印鑑を押して確認をしたところ、輪郭が欠けているということに気が付きまして、職員が使っております朱肉を確認したところ破片が入っていたということで、通常の業務をしている中での破損ということで、印鑑につきましては落としたりしないように、十分な最善の注意を図りながらしておりますが、今回につきましては、朱肉を普通に押して使った部分ですので、職員につきましては、問題ない業務をしていたと思っております。</p>
議 長	一木議員
一木議員	<p>他の部課等ではそういったことはないかと思われます。住民課等でですね、印鑑登録等でのみそういったことがなされるんじゃないかなというふうに思われますけれども。</p> <p>今後もこういったことが発生いたしました以上はですね、さらなるご注意をいただくということで、対策等を講じていただくということでよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	この方は印鑑登録をされにみえたわけですが、その後きちんと新しい印鑑で印鑑登録はされてますでしょうか、お尋ねします。
議 長	住民課長
住民課長	この方につきましては転出されまして、印鑑登録までには至っておりません。
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これで、報告第8号「専決処分の報告について」の報告を終わります。</p>
日程第5～ 日程第16	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第5から日程第16までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第5 議案第50号から日程第16 議案第61号までは、議案の説明のみを行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次議案の説明を求めます。</p>

	健康課長
健康課長	<p>議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第50号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例を提出する理由でございます。</p> <p>続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>今回の改正は提案理由のとおり、法律等の改正に基づくものですが、一部以前の改正で漏れていた分がございましたので、その分も合わせて改正をしています。すべて附則の改正でございます。</p> <p>改正の目的としましては、平成28年1月以降公社債に対する課税方式が上場株式と同じになり、申告分離課税方式に変更されたうえで、公社債等の譲渡益が非課税から課税に変更され、損益通算できる範囲が公社債まで拡大されたことによるものと、東日本大震災に係る居住用財産の敷地に係る譲渡所得の特例が28年度までのため、同時に改正するものでございます。</p> <p>附則につきましては、法律の引用であったり、条例の引用であったり、非常に分かりにくいものになっておりますので、要点の説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、7項でございますけれども、上場株式等に係る配当所得等に係る健康保険税の課税の特例ということで、上場株式に係る配当所得等の分離課税に特定公社債、国債でありますとか地方債、上場公社債などがございますが、の利子が対象に追加されたことに伴う分と、その項の最後のほうの下線の部分でございますが、過去の改正で漏れていた箇所の追加部分でございます。</p> <p>次に、附則第10項につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例で、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を、一般株式に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改正されたことに伴う所要の規定の整備でございます。</p> <p>附則第11項につきましては、上場株式に係る譲渡所得に係る国民健康保険税の特例で、上場株式に係る譲渡所得の分離課税が新設されたことに伴い、規定を新設し、同時に現行の11項と7ページの12項を削除するものでございます。</p> <p>附則第13項も削除でございます。</p> <p>附則第14項は繰り上げで、12項になります。</p> <p>附則15項につきましても削除いたします。</p> <p>附則16項、17項は繰り上げで、13項、14項になります。</p> <p>附則第18項は、条例適用配当に係る国民健康保険税の特例でございますが、繰り上げで15項になり、条例適用配当に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定の整備でございます。</p> <p>附則第19項につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の課税の特例ですけれども、この条例改正が29年1月1日施行ということで、この規定自体が28年までの時限的なものでしたので、併せて削除するものでございます。</p> <p>附則としまして、この条例は、29年1月1日からの施行でございます。</p> <p>続きまして、議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第51号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定に</p>

	<p>ついて」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>次、11ページをお願いしたいと思います。</p> <p>改正する箇所につきましては、附則の第3条でございます。</p> <p>先ほどの提案理由のとおり、地方税法の改正に伴うものですが、現行では特例基準割合を日本銀行法の商業手形の基準割引率に4%を加えたものとされておりましたが、改正案では、租税特別措置法第93条第2項により告示された割合に1%を加えた割合という改正でございます。</p> <p>本文の第6条第1項の14.6%の分につきましては、特例基準割合に7.3%を加えた割合とするものです。</p> <p>また、7.3%分につきましては、特例基準割合に1%を加えた割合とするものでございます。</p> <p>この条例は、平成26年1月1日より施行いたします。以上です。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>議案第52号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由です。</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。</p> <p>また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられるため、及び関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例。</p> <p>筑前町農業集落排水事業条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正内容でございます。</p> <p>延滞金につきまして、第26条中、「当該使用料にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%」を「筑前町税条例に定める」に改めております。</p> <p>これは、地方税法の一部を改正する法律が公布され、平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されるため、すでに改正済みである筑前町税条例の規定によることとしたものでございます。</p> <p>次に、督促、滞納処分等について、第27条中「滞納処分」を削除して「督促手数料」に改めています。</p> <p>これは、督促、滞納処分につきましては、筑前町税条例ではなく地方自治法第23</p>

1条の3第3項に基づき、地方税法等により滞納処分を行っているため、今回削除をするものでございます。

次に、第18条の使用料について、別表第2の料金表を改正しております。

消費税法が一部改正され、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ改正されるため、課税対象である使用料を今回改正するものでございます。

14ページです。

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別表第2の規定については、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第53号の説明をいたします。議案書の15ページをお開きください。

議案第53号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

標記の条例を別紙のとおり提出する。

本日付、町長名です。

提案理由です。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。

また、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%へ引き上げられるため、及び関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。

16ページをお願いします。

筑前町下水道条例の一部を改正する条例。

筑前町下水道条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございます。

先ほどと同じでございますが、延滞金につきまして、第43条中「当該使用料にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%」を「筑前町税条例に定める」に改めております。

これは、地方税法の一部を改正する法律が公布され、26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されるため、すでに改正済みの筑前町税条例に従うものとしたこととでございます。

次に、督促、滞納処分につきましても、第4条中「滞納処分」を削除して、「督促手数料」に改めています。

これは、督促、滞納処分につきましては、先ほどと同じく地方自治法施行令、地方自治法に基づき地方税法等により滞納処分を行っておるため、今回削除をするものです。

次に、第25条の使用料について、別表第2の料金表を改正しております。

消費税法が一部改正され、26年4月1日より消費税率が5%から8%へ改正されるため、課税対象である使用料を今回改正を行うものでございます。

17ページでございます。

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別表第2の規定については、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第54号の説明を行います。議案書の18ページをお開きください。



	<p>議案第54号「筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要がある。</p> <p>また、関係条例との整合性を図るため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>19ページをお開きください。</p> <p>筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例。</p> <p>筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。</p> <p>改正内容でございます。</p> <p>督促、滞納処分等について、第12条中「及び滞納処分」を削除して、「手数料」に改めています。これは、督促、滞納処分につきまして、筑前町税条例ではなく地方自治法に基づき地方税法等により滞納処分を行っているため、今回削除を行うものでございます。</p> <p>次に、附則について、第8項の次に9項の「延滞金の割合の特例」を新たに加えております。これは、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことにより、平成26年1月1日から延滞金の割合の特例が改正されることに伴い、附則に延滞金の割合の特例を新たに加えたものでございます。</p> <p>受益者負担金については、都市計画法により延滞金の上限が、年14.5%と定められておりますため、筑前町税条例の規定による年14.6%を適用できないことから、延滞金の割合の特例を、新たにこの条例の附則に定めるものでございます。</p> <p>内容につきましては、納期限後一月を超える延滞金の割合について、現行の年14.5%を特例基準割合に年7.25%を加えた割合とし、現行の納期限後一月以内の延滞金の割合の年7.25%を特例基準割合に年1%を加えた割合に改正をするものでございます。</p> <p>20ページをお願いします。</p> <p>附則、この条例は、平成26年1月1日より施行する。以上で説明を終わります。</p>
議 長	水道課長
水道課長	<p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>議案第55号「筑前町下水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の成立に伴い、平成26年4月1日から消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられるため、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>次のページ、22ページから23ページをお願いします。</p> <p>筑前町下水道事業給水条例の一部を改正する条例。</p> <p>筑前町下水道事業給水条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行と改正案の対照表を参照してください。</p>

	<p>傍線部分の金額が改定されます。</p> <p>第8条関係の別表1の水道加入金を水道メーターの口径ごとに改定します。また、第24条の関係の別表第2の用途ごとの基本料金及び従量料金を改定します。また、同条の別表3のメーターの使用料も改定します。すべて金額は内税方式となっています。</p> <p>附則としまして、この条例は、平成26年4月1日から施行します。以上でございます。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第56号「平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）について」平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）をお願いいたします。1ページでございます。</p> <p>平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出の補正でございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ369,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,882,864千円とする。</p> <p>2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>それでは、事項別明細書の歳入歳出の内容の説明に入りますけれども、説明につきましては、主な内容を説明させていただきたいと思っております。</p> <p>最初に歳出から説明をいたしますので、13ページをお願いいたします。</p> <p>最初におことわりを申し上げますけれども、今回の補正につきまして、人件費の関係につきましては、7月から給与減額措置、それから職員の休職、退職、そういった減額補正、それから退職勧奨に伴います退職手当組合の特別負担金の補正、増額補正というものがございまして、人件費全体の補正額としては27,986千円の減額補正となります。</p> <p>そういったことで、各款ごとに人件費の補正が出てまいりますけれども、その款ごとの説明については省略をさせていただきます。</p> <p>また、予算書の中に国庫補助金あるいは県費補助金の返還金がございます。これにつきましても、前年度の事業の確定による返還金でございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。</p> <p>そういったことで、14ページから実質説明をさせていただきます。</p> <p>14ページ、2款1項6目財政調整基金から17目そったく基金費につきましては、基金利子、運用益の総額で12,693千円、これを各基金の元金に基づいて按分をして積み立てていくものでございます。</p> <p>それから、基金の元金の積立の大きいものについて説明を申し上げます。</p> <p>まず6目の財政調整基金235,988千円につきましては、繰越金それから歳入の財源調整分として増額補正を積み立てるものでございます。</p> <p>それから、11目農業振興基金65,000千円につきましては、平成30年度に残額を一括償還します国営両筑二期事業の償還に充てるために、積み立てを増額補正するものでございます。</p> <p>続いて15ページでございます。</p> <p>8節の報償費360千円につきましては、ふるさと応援寄附者の増加によりまし</p>

て、ふるさとパック費用を増額補正するものでございます。

13節委託料1, 130千円につきましては、下高場上りのバス停に整備予定をしております駐輪場、これの測量設計の増額補正でございます。

15節工事請負費880千円につきましては、松延バス停の上り、下り双方の待合室に照明の取り付けをするものと、山家道バス停の下り、ここに今整備をしておりますけれども、駐輪場整備に伴う下水道マンホールの移設工事の増額補正でございます。

20目平和記念館費738千円につきましては、入館者増によるチラシやグッズの増刷補充の増額補正でございます。

続いて、飛びまして18ページをお願いいたします。

3款1項5目、13節の委託料1, 109千円につきましては、見守り支援システム委託料を増額補正するものでございます。

18節備品購入費につきましては、見守り支援システムの機器導入方式変更によりまして、7, 558千円を減額補正するものでございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

3款2項2目児童措置費35, 003千円につきましては、篠隈、なずな、白梅の3つの私立保育所の入所児童の増によりまして、運営費負担金を増額補正するものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。

5款1項3目、19節負担金補助及び交付金5, 756千円につきましては、農地・水保全事業の取り組みの地域が、共同活動が1地区、それから向上活動が1地区増えたことによりまして増額補正するものと、機械導入支援事業の県補助金増額による増額補正でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

7款2項2目、15節工事請負費でございますけれども、6, 400千円につきましては、道路維持補修箇所の処理件数の増加による増額補正でございます。

6目の15節工事請負費7, 300千円につきましては、まちづくり交付金事業の工事の労務単価の改定と工事費増によりまして増額補正でございます。

続いて、23ページをお願いいたします。

7款4項2目公園費520千円につきましては、ふれあい広場のポンプ小屋改修の増額補正でございます。

5項2目住宅建設費399千円につきましては、篠隈住宅の2期工事の給湯器排煙設備の追加設計の増額補正でございます。

24ページをお願いいたします。

9款1項2目、19節負担金補助及び交付金435千円につきましては、来年4月から三輪小学校バス通学の山隈方面の路線を、現在山隈、甘鉄の山隈駅までになっておりますが、これを大久保地区まで延長するために必要な事前手続きの費用の増額補正でございます。

3目19節負担金補助及び交付金4, 566千円につきましては、私立幼稚園の入園者増による補助金を増額補正するものでございます。

25ページをお願いいたします。

9款6項、18節備品購入費は、夜須中学校柔道場の畳取り換えの入札減によりまして、2, 983千円を減額補正するものでございます。

7項3目15節工事請負費13, 713千円につきましては、三輪中学校のプールの塗装の劣化によりまして補修工事のための増額補正でございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、9ページをお願いいたします。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金1, 759千円と10款地方特例交付金85千円、これにつきましては、額の確定により増額補正するものでございます。

11款地方交付税150, 513千円につきましては、地方交付税額の一部を増額補正するものでございます。

13款2項3目民生費負担金9, 699千円につきましては、入所児童増加によります保育料の増額補正でございます。

15款1項3目、2節児童福祉費負担金11, 551千円につきましては、私立保育所の運営負担金の増額補正でございまして、これに併せまして、県の負担金も増額補正をいたしております。

それと5節心身障害者保護費負担金7, 707千円につきましては、障害者自立促進支援費の増加による増額補正でございまして、これにつきましても、県費負担金も併せて増額補正をしております。

10ページをお願いいたします。

16款2項3目、1節社会福祉費補助金6, 408千円の減額補正の主なものでございますけれども、これにつきましては、見守り支援システムの機器減によります補助金の減額補正でございます。

2節児童福祉費補助金2, 583千円の増額補正の主なものにつきましては、私立保育所の保育士の処遇改善補助金1, 664千円が主なものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。

19款2項1目基金繰入金1, 200千円の地域振興基金減額補正につきましては、次の地方債との関連がございますので、次のページで説明を申し上げます。

20款1項1目191, 976千円につきましては、前年度の繰越金が確定をいたしましたので、増額補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

22款1項2目、2節臨時財政対策債28, 241千円の減額補正につきましては、額の確定により減額するものでございます。

4節の合併特例債4, 800千円の増額補正と、8目2節の緊急防災・減災事業債3, 600千円の減額補正につきましては、6月の補正で防災行政無線整備の基本設計と実施設計の補正予算を組みましたけれども、財源につきましては、基本設計は起債等が起こせないということもございまして、一般財源、地域振興基金を充てるようにしております。

それから実施設計につきましては、緊急防災・減災事業債を充てるようにしておりましたが、今回、次の2点の理由により補正をするものでございます。

まず1点目は、防災行政無線整備の基本設計額が1, 200千円の減額となりまして、この実施設計額、それと実施設計額が1, 200千円増額となるということで、金額的には同額でございますけれども、この基本設計の財源、これが11ページの繰入金、地域振興基金1, 200千円を減額をするという形になります。

それと2点目でございますけれども、防災行政無線の整備がデジタル方式とアナログ方式の二本立てで整備をするというふうになりましたので、このアナログ方式につきましては、緊急防災・減災事業債が充てられないということになりました。

そういったことで、本来は実施設計の財源でございます緊急防災事業債を1, 200千円減額するところではございますけれども、これを改め、現緊急防災・減災3, 600千円を減額し、そして併せて振興基金、減額しまして1, 200千円、この部分すべてを合併特例債に組み替えるというふうに変えるものでございます。

続きまして、地方債の補正についての説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

	<p>第2表 地方債補正。</p> <p>合併特例債の借入限度額4,800千円を増額をいたしまして、207,400千円とし、緊急防災・減災事業債全額の3,600千円を減額するものでございまして、この内容につきましては、先ほど歳入の町債の補正で説明を申し上げましたので、内容の説明は省略をさせていただきます。</p> <p>以上で、平成25年度筑前町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>議案第57号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」</p> <p>平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>予算書のほうをお願いいたします。</p> <p>まず、予算書の1ページでございます。</p> <p>平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。</p> <p>平成25年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。</p> <p>第1条でございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,421千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,448,196千円とするものでございます。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>内容の説明を行いたいと思います。</p> <p>事項別明細書で説明したいと思います。8ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目の一般管理費につきましては、職員異動によるものと給与の減額によるものが主でございますけれども、一部電算システムの変更による様式の変更による印刷費がございます。</p> <p>次に、2款につきましては、歳入の確定によります財源の変更でございます。</p> <p>以下3款から11款につきましては、申請などで本年度の支出が確定したものでございます。</p> <p>次に、6ページ、歳入でございますけれども、3款2項3目災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災の被災者に対する医療費の負担割合が、7割分が10割になっております。その分の差額が補助されるものでございます。</p> <p>4款1項1目療養給付費交付金につきましては、前年度分の確定によるものでございます。</p> <p>5款1項1目前期高齢者交付金については、今年度分が確定したものでございます。</p> <p>9款1項1目一般会計繰入金の1節、2節につきましては、確定によるものでございます。</p> <p>3節につきましては、給与等の減額に対するものでございます。</p> <p>10款につきましては、繰越金の一部を繰り入れております。以上でございます。</p>
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第58号「平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙の</p>

	<p>とおりに提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>それでは、補正予算（第1号）で説明いたします。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,210千円とするものです。</p> <p>まず、6ページをお開きください。</p> <p>歳入を説明いたします。</p> <p>2款1項財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、補正額47千円、財政調整基金の運用による利子47千円を増額補正するものです。</p> <p>4款1項1目の繰越金については、補正額2,993千円、9月の決算特別委員会で承認されました繰越金6,993,421円により、当初予算4,000千円を超えます2,993千円を補正するものです。</p> <p>7ページの歳出を説明いたします。</p> <p>1款1項2目の財政調整基金につきましては、補正額47千円。財政調整基金利子から47千円を補正して、基金に積み立てるものです。</p> <p>4款1項1目の予備費につきましては、補正額2,993千円。歳入で補正しました繰越金2,993千円を予備費に積み立てるものです。</p> <p>説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>下水道課長</p>
<p>下水道課長</p>	<p>議案書の27ページをお開きください。</p> <p>議案第59号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。</p> <p>1ページをお開きください。</p> <p>平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。</p> <p>平成25年度筑前町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,312千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,802千円とするものでございます。</p> <p>次に、補正内容の説明を行います。7ページをお願いします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>1款1項1目農業集落排水施設管理費、1,277千円の増です。</p> <p>内訳につきましては、2節給料83千円の減、及び4節共済費40千円の減。</p> <p>平成25年7月からの給与減額支給措置により、人件費等を減額するものでございます。</p> <p>11節需用費671千円の増でございます。これは、処理場におきます汚泥量の増が見込まれるため、処理場の電気代が増えるためでございます。</p> <p>13節委託料729千円の増、これは、浄化センター管理委託料95千円の増、上高場浄化センターの植栽センターを新たに行う必要が生じたことによるものです。</p> <p>合併浄化槽保守点検55千円の増。町設置浄化槽が9月に1基新たに増えたことによるものでございます。</p> <p>汚泥運搬委託料579千円の増、先ほど言いました処理場の汚泥運搬量の増が見込まれることによるものでございます。</p>

2目基金費、35千円の増、基金利子の増によるものでございます。  
6ページをお願いします。歳入でございます。

3款1項1目利子及び配当金、35千円の増です。基金利子の増によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金732千円の増、総務管理費の増に伴います一般会計からの繰入金を増額でございます。

5款1項1目繰越金545千円の増、前年度繰越金の確定によるものでございます。以上です。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。  
議案第60号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」  
平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。  
本日付、町長名です。  
別冊の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。  
1ページをお願いします。  
平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。  
平成25年度筑前町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,047千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,227,407千円とする。

第2条、地方債の変更は、「第2条 地方債補正」による。  
次に、補正内容の説明を行います。  
8ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道施設管理費、2,552千円の減となっております。  
内訳につきましては、2節給料1,022千円の減、3節職員手当等130千円の減、4節共済費400千円の減。平成25年7月からの給与減額支給措置により、人件費等を減額するものでございます。

13節委託料1,000千円の減、入札執行残などによる減でございます。

2目基金費、25節積立金112千円の増、基金利子の増によるものでございます。

2款1項1目公共下水道施設整備費14,487千円の増でございます。  
内訳につきましては、給料716千円の減、4節共済費250千円の減、7月からの給与減額支給措置によるものでございます。

15節工事請負費15,453千円の増、内訳につきましては、排水設備工事4,557千円の増、新たに新築等による公共污水枘の新設工事が見込みより多くなることによるためでございます。

付帯工事費2,541千円の増、国道の舗装修繕工事によりますマンホールの高さ調整工事1件、及び舗装補修面積が当初見込みより増加することによるものでございます。

污水管渠工事8,355千円の増、新築に伴う污水管渠工事が新たに3件出たものと、関係課との協議により、多目的運動公園内の污水管渠工事の設計の見直しを行ったことによる増額でございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをお願いします。

1款1項1目公共下水道事業負担金1,000千円の増でございます。新築等による受益者負担金の増額が見込まれることによるものでございます。

5款1項1目利子及び配当金112千円の増です。基金利子の増によるものでござ

	<p>います。</p> <p>6款1項1目一般会計繰入金1, 265千円の減でございます。</p> <p>これにつきましては、この後に言います公共下水道事業債の増額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものでございます。</p> <p>9款1項1目公共下水道事業債12, 200千円の増でございます。</p> <p>歳出の15節工事請負費の排水設備工事、汚水管渠工事における起債借入金が増額するためでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	水道課長
水道課長	<p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第61号「平成25年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成25年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算書（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>平成25年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）。</p> <p>第1条、平成25年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成25年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>収入の補正はございません。</p> <p>支出の1款収益的支出、第1項営業費用260千円を増額補正し、418, 892千円とするものです。</p> <p>第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。</p> <p>職員給与費2, 480千円を減額補正し、68, 906千円とするものです。</p> <p>内容について説明いたします。</p> <p>7ページの次の別冊補正予算（第2号）付属書類をお願いいたします。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正は、収益的収入及び支出の、支出の分のみです。</p> <p>1款水道事業費用の2目配水及び給水費を1, 000千円増額し、14, 205千円とするものです。</p> <p>内訳は、水道加入の増加とともに毎月の配水量が増加しており、城山配水場への圧送ポンプ電気料金が不足するため、動力費を増額するものです。</p> <p>3目の総係費は、給料を2, 152千円及び法定福利費を940千円減額し、手当を612千円及び委託料を1, 740千円増額し、78, 376千円とするものです。</p> <p>給料等の増減額は、5月の人事異動に伴うものと筑前町の職員の給与の臨時特例に関する条例によるものです。</p> <p>委託料の増額は、第一次一括法の改正に伴い、地方公営企業法の改正が昭和41年以来の大きな改定があり、資本制度及び会計基準の見直しが来年度の4月の決算に適用されるため、専門業者による新会計基準等の適正な移行作業の確認を行う業務委託料でございます。以上でございます。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第17	
議 長	<p>日程第17 発議第7号「老朽化した農業用ため池の整備促進について」の意見書」を、議題とします。</p> <p>本件について、説明を求めます。</p>



	内堀靖子議員
内堀議員	<p>議会提出議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>発議第7号「「老朽化した農業用ため池の整備促進について」の意見書」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。</p> <p>本日付、提出者は、筑前町議会議員内堀靖子、賛成者は、同じく藤野久議員、同じく栗野光雄議員でございます。</p> <p>提出の理由、筑前町は、老朽化したため池を県営ため池整備事業で取り組んでいるが、各集落の農業組織が衰退しつつある中で、受益者に多大な負担が生じ整備実施が困難となっている。危険度・緊急度の高いため池においては、多大な被害が生じることが危惧されることから、一刻も早い事業の促進を求めるため、県へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由でございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>「老朽化した農業用ため池の整備促進について」の意見書(案)</p> <p>筑前町は、ほ場整備は全て完了しており、今後は整備された各地区内の用排水路の改修及び未整備地区との調整を図るため、農業施設に関する整備事業や農地防災事業を推進する。</p> <p>特にため池については、町内に68カ所存在し、農地への送水や濁水の防止等の調整機能はもとより、豪雨時の雨水を一時的に貯留する防災機能や、多種多様な生き物の生息など周辺を含めた豊かな自然環境の保全にも大きく寄与している。</p> <p>他方で、築造後100年を超えるものが多く、老朽化や漏水が目立ってきている状況である。</p> <p>近年の異常気象によるため池の決壊又は被災は下流域の住民や農地、家屋等に甚大な被害をもたらす等が危惧される。</p> <p>そのようなことから、本町では県営ため池整備事業で取り組んでおり、受益者からも応分の負担金を徴収しているが、各集落の農業組織が衰退しつつある中で、多大な負担が生じている。</p> <p>つきましては、危険度・緊急度の高いため池においては、一刻も早い事業の促進に特段のご配慮を要望するものであります。</p> <p>よって、下記事項の実現を強く求めるものである。</p> <p>記、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町及び地元負担金の軽減を目的とした国県の補助率を引き上げること。</li> <li>2. 県営事業における要望から施工までの期間の短縮を図ること。</li> <li>3. 県単独補助事業の採択要件の緩和を行うこと。</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を、福岡県知事小川洋様に提出するものであります。以上でございます。</p> <p>ご審議のほうをよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第7号「「老朽化した農業用ため池の整備促進について」の意見書」を、採決します。</p>

	<p>発議第7号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第7号「老朽化した農業用ため池の整備促進について」の意見書は、採択することに決定しました。 したがって、発議第7号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p>
日程第18	
議長	<p>日程第18 発議第8号「地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 久保大六議員</p>
久保議員	<p>意見提出書の3ページをお開きください。 発議第8号「地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書」 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。 提出者、久保大六、賛成者、石丸時次郎、川上康男。 提出の理由、政府は平成25年度の地方公務員給与について、国家公務員の給与削減措置に準じて削減を求め、それを前提として地方交付税を削減した。このことは、地方の財政自主権を侵害し、地方自治の根幹に関わる大きな問題であります。よって、今後、国は、地方分権の推進と地方財源の確保・充実のため、地方との協議を十分に行い、地方自治の本旨が遵守されるよう求めるため、国の関係機関へ意見書を提出する次第でございます。これが、この議案を提出する理由でございます。 次のページです。 地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書(案) 第183回国会に上程されていた、通常収支分の地方交付税を前年度比2.2%減とする内容が盛り込まれた、平成25年度予算が平成25年5月16日に成立した。 今回の予算では、東日本大震災に対処する必要性に鑑み国家公務員の人件費の削減を行い、また、限られた時間の中で予算編成に取り組むなど、極めて特殊な状況の下で行われたとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたと受け止めざるを得ない措置である。 また、地方のこれまでの人件費抑制の努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年の比較のみに基づき、本来、地方自治体が自主的に決定すべき給与について引き下げ要請が行われたことは、地方分権の推進に逆行し、地方財政の自主的な運営を侵害する、地方自治の根幹に関する大きな問題であり、あってはならないことである。 さらに、「国と地方の協議の場」は一度しか開催されず、国が地方側と十分な協議を尽くさないままこのような措置を決定したことは、過去に例を見ない異例な対応と言わざるを得ない。 筑前町議会としては、今回の措置が東日本大震災を受けての例外的・時限的な措置であることを確認するとともに、地方分権の推進と地方財源の確保・充実のため、国と地方の十分な協議を行うこと、また、地方公務員給与に係る地方交付税を削減する今回のような措置を二度と行わないよう強く求める。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。</p>

	(質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、発議第8号「地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書」を、採決します。
議 長	発議第8号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、発議第8号「地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書」は、採択することに決定しました。 したがって、発議第8号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。 本日は、これにて散会します。おつかれさまでございました。  <div style="text-align: right;">(10:54)</div>